

## 第8期(令和3年度～令和5年度)の第1号被保険者の介護保険料の算定について

### 1. 宮代町の現状と将来推計

宮代町の総人口は平成30年をピークに減少しており、令和2年は33,874人となっています。また、65歳以上の高齢者人口は年々増加をしていますが、令和4年の11,008人をピークに減少していくことが見込まれます。年齢別の内訳をみますと、65歳から74歳までの前期高齢者が平成30年度以降減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者の人口は毎年増加しており、高齢者全体の人口が減少する令和4年以降も増加することが見込まれます。これらの状況により、今後、要支援・要介護認定者数が増加し、介護給付費も増加すると推計されます。

#### ■高齢者人口等・介護給付費の推計

	第7期			第8期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	34,151	33,955	33,874	33,713	33,528	33,330
高齢者人口	10,814	10,894	10,996	11,001	11,008	10,960
(65歳～74歳)	5,653	5,407	5,333	5,238	4,923	4,610
(75歳～)	5,161	5,487	5,663	5,763	6,085	6,350
要支援・要介護認定者数	1,633	1,678	1,716	1,794	1,888	1,959
介護給付費	2,154,166	2,281,499	2,323,487	2,613,324	2,760,329	2,864,735

※人口・高齢者人口・認定者数の単位は【人】、基準日は各年10月1日

※介護給付費の単位は【千円】、金額は令和元年度までは実績、令和2年度は見込、令和3年度以降は推計

### 2. 第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険料算定の考え方

#### (1) 給付費の抑制

要介護状態になることを未然に防ぐ健康づくりや介護予防事業の充実により、給付費の抑制を図ります。

#### (2) 施設整備

計画期間に地域密着型介護老人福祉施設の整備計画があります。

#### (3) 介護保険準備基金の活用

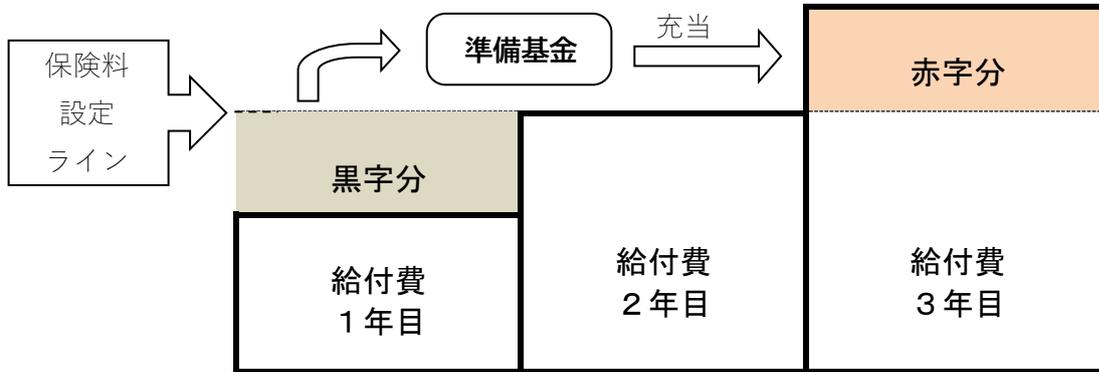
現行の第7期(平成30年度～令和2年度)計画期間の給付費実績は予想を下回る見込みです。介護保険準備基金の残高は微減となっていますが、この準備基金を取り崩して活用することにより、第8期介護保険料の上昇を抑えることが可能であると考えます。

※令和2年度末の介護保険準備基金残高見込額 301,904千円

### 3. 介護保険財政のしくみ

介護保険財政は3年を1期として設定し、3年間の事業計画の保険給付額に必要な介護保険料を設定することとされています。しかし、保険給付費は毎年、増加していくので、3年間の合計で必要な保険料設定を行うと、1年目は黒字となり、3年目で赤字となります。このため、1年目の黒字を介護保険給付費準備基金に積み立て、3年目の赤字に補てんすることにより、収支の均衡を図ります。

【イメージ図】



### 4. 保険料算定の方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{(第5段階の額)} \\ \hline \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{|c|} \hline \text{必要な介護サービス} \\ \text{総費用 (3年間合計)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者} \\ \text{(65歳以上)} \\ \text{の負担率 23\%} \\ \hline \end{array}
 }{
 \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者 (65歳以上)} \\ \text{の人数 (3年間の延べ人数)} \\ \hline \end{array}
 }$$

※介護保険料は、国から配布された電算ワークシートに必要事項を入力して算定します。  
 ※介護保険給付費準備基金の残高がある場合は、取り崩して活用することができます。

### 5. 保険料算定の内容

第8期介護保険料の算定にあたっては、人口及び高齢者数の推移、施設整備の状況及びサービスのニーズ等のほか、次のような事項を考慮して事業量、給付費を算定します。

- ① 第1号被保険者の負担割合 **23%**
- ② 介護報酬改定 **平均 0.7%**
- ③ 介護給付費準備基金の取崩し **取崩額 300,000,000円**

### 6. 第8期介護保険料の試算

<b>保険料基準額</b>	<b>4,980円</b>
---------------	---------------

【参考】 第7期保険料基準額 4,880円 (準備基金取崩額 290,000,000円)

## 第8期介護保険料案 比較表

所得段階		第7期				第8期				
		対象となる人	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)	対象となる人	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)	第7期との年額比較(円)
住民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人年金収入等80万円以下の方	0.5	2,440	29,200	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人年金収入等80万円以下の方	0.5	2,490	29,800	600
	第2段階	本人年金収入等80万円を超えて120万円以下の方	0.75	3,660	43,900	本人年金収入等80万円を超えて120万円以下の方	0.75	3,735	44,800	900
	第3段階	本人年金収入等120万円を超える方	0.75	3,660	43,900	本人年金収入等120万円を超える方	0.75	3,735	44,800	900
住(本人非課税世帯)	第4段階	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方	0.85	4,148	49,700	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方	0.85	4,233	50,700	1,000
	第5段階(基準額)	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円を超える方	1.0	4,880	58,500	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円を超える方	1.0	4,980	59,700	1,200
住民税課税世帯	第6段階	合計所得金額が120万円未満の方	1.15	5,612	67,300	合計所得金額が120万円未満の方	1.15	5,727	68,700	1,400
	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	6,344	76,100	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	6,474	77,600	1,500
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	7,320	87,800	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	7,470	89,600	1,800
	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	8,296	99,500	合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.7	8,466	101,500	2,000
	第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.8	8,784	105,400	合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.8	8,964	107,500	2,100
	第11段階	合計所得金額が600万円以上の方	1.9	9,272	111,200	合計所得金額が600万円以上の方	1.9	9,462	113,500	2,300

※第8期から基準所得金額の変更あり

①第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200万円 → 210万円

②第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300万円 → 320万円